

福井市監査告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により工事監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年3月16日

福井市監査委員	谷川	秀男
福井市監査委員	滝波	秀樹
福井市監査委員	伊藤	洋一
福井市監査委員	水島	秀晃

1 監査種別

工事監査

2 監査対象

(1) 社整No. 101－河川改良工事(その1)(一級河川馬渡川)

工事主管課：建設部 河川課

(2) 順化小学校・順化公民館複合化及び長寿命化改修工事第2期

工事主管課：建設部建築事務所 営繕課

(工事予算課：教育委員会事務局 教育総務課、生涯学習課)

3 監査の方法

監査の実施に当たっては、その計画、設計、積算、契約、施工及び監理等が、適切かつ効率的に執行されているかどうかについて、契約関係書類及び設計図書等の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、工事現場の現地調査を行った。

なお、対象工事の設計及び技術面の調査については、公益社団法人大阪技術振興協会と工事技術調査業務委託契約を締結し、同法人から派遣された技術士の協力を受けた。

4 監査実施期間

(1) 社整 N o . 1 0 1 - 河川改良工事 (その 1) (一級河川馬渡川)

令和元年 7 月 1 9 日から令和 2 年 1 月 1 7 日まで

(現地調査日 : 令和元年 1 0 月 9 日)

(2) 順化小学校・順化公民館複合化及び長寿命化改修工事第 2 期

令和元年 1 0 月 1 1 日から令和 2 年 3 月 9 日まで

(現地調査日 : 令和元年 1 2 月 6 日)

5 監査結果

(1) 社整 N o . 1 0 1 - 河川改良工事 (その 1) (一級河川馬渡川)

監査の結果、当工事に係る計画、設計、積算、契約、施工及び監理等についておおむね適正に処理されていると認めた。

ただし、指摘事項として掲げた事項については、改善の必要があると認めたので、速やかに是正措置をとられたい。

(指摘事項)

社整 N o . 1 0 1 - 河川改良工事 (その 1) (一級河川馬渡川) は、特定建設作業 (著しい騒音・振動を発生する作業であって政令で定めるもの) に該当するため、騒音規制法 (昭和 4 3 年法律第 9 8 号) 第 1 4 条及び振動規制法 (昭和 5 1 年法律第 6 4 号) 第 1 4 条に基づき、施工業者から福井市 (環境廃棄物対策課) に対して特定建設作業実施の届出が必要であったが、届出はなされておらず、所管課はそれに対する確認を怠っていた。

今後は、関係法令を遵守するための確認体制の強化に努められたい。

(2) 順化小学校・順化公民館複合化及び長寿命化改修工事第 2 期

監査の結果、当工事に係る計画、設計、積算、契約、施工及び監理等についておおむね適正に処理されていると認めた。